

# 1 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」策定のねらい

## (1) 意義

1996年、いじめを原因とする自殺者が出て大きな社会問題となった。文部科学大臣は「緊急アピール」を全国の学校に通知した。「いじめは一部の児童生徒だけの問題ではない」「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」「深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにもどの子にも起こりうるものである」など、現在のいじめの質の変化も含めて警鐘を鳴らしている。しかしながら、その後もいじめの認知件数は減少せず、国立教育政策研究所によるいじめ調査（平成28年6月）によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験の全くなかった児童生徒は1割程度、加害経験のなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入替わり被害や加害を経験していることが明らかになった。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめの問題は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要である。

いじめから一人でも多くの児童たちを救うためには、教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめをしない、させない、見逃さない」「いじめは、どの児童にも、どの学級でも、起こりうる」との基本認識に立ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

全ての児童が安全・安心に学校生活を過ごし、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるように、いじめのない学校づくりに全力をあげて取り組む。

なお、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### <いじめ防止対策推進法（第13条：学校いじめ防止基本方針）>

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に  
応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるも

## (2) 基本理念

- ① いじめは、全ての児童に関係する問題であり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、佐伯市教育委員会、家庭（保護者）、地域住民、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

# 2 いじめの理解

## (1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象にしたいじめの未然防止の取組が重要であり、全ての児童

をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

## (2) いじめの定義

### ＜いじめ防止対策推進法（第2条：定義）＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (3) いじめの集団構造と態様

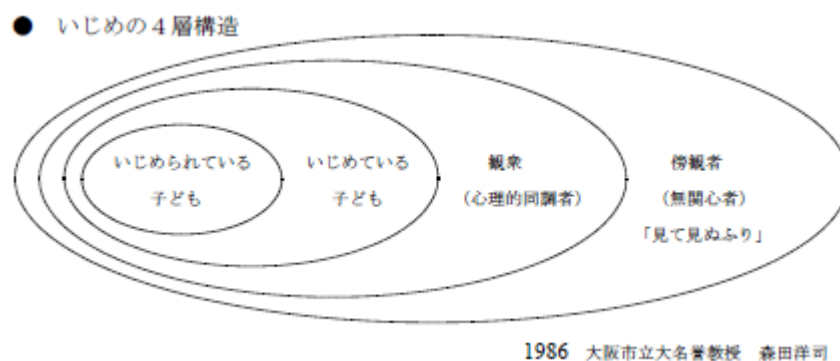
いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「加害者」への抑止力になる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
  - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
  - ・ 存在を否定される
  - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 対象の児童が来ると、その場からみんないなくなる
  - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
  - ・ 席を離される など
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
  - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
  - ・ 遊びと称して格闘技の技をかけられる など
- 金品をたかられる、金品を隠されたり盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 脅かされ、お金を取られる
  - ・ 靴に画鋸やガム、ごみ等を入れられる
  - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ 万引きやかつあげ等、法に触れる行為を強要される
  - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
  - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
  - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外されるなど

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。



・ 傍観者	… 無関心者（見て見ないふりをする児童）
・ 観衆	… 心理的同調者（はやし立てたり、面白がって見ている児童）
・ 加害者	… いじめをしている児童
・ 被害者	… いじめを受けている児童

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に自主的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとら

われることなく、互いを認め合える人間関係や学級・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## (2) いじめの未然防止のための基本姿勢

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめることが重要である。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

学校の自治組織や学級集団を活用し、育てていくことが大切である。

- ② 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動（学級集団づくり）を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 縦割り班活動による異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的・協働的に取り組める学習活動や自主学习プリントの工夫

イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動や学級活動等でソーシャルスキルトレーニング（人間関係づくりプログラムを含む）を行い、自分と他人では思いや考え方が違うことに気づかせ、そんな中で認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおいて自己を表現できる活動や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる活動や相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

## (3) 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」の点検・見直し及び啓発

- 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」を定期的に点検し、必要に応じて見直す。
- 入学時や各年度の開始時期等に、「米水津小学校 いじめ防止基本方針」を児童、保護者等に説明する。
- 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載することにより、保護者や地域住民に周知する。

## (4) 指導体制・組織体制

- ① いじめが起りにくい学校にするために

ア いじめの重大性を教職員全員で認識し、いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ 子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

- ウ 現状と課題を踏まえた学校指導方針を立てる。校長等が生活指導主任や人権教育担当と連絡を取り学校の現状や課題を把握する。
- エ 「いじめ防止基本方針」を具現化する取組とその実施計画、具体的な行動基準を教職員に示す。
- オ いじめ防止等に係る校内研修を実施するとともに、研修方法や研修内容の更なる改善・充実に努める。

② いじめ防止のための学校組織「いじめ防止対策委員会」（法22条による）

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任、S S W, S C, その他必要に応じて臨床心理士等の専門家を要請

イ 役割

i 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施

- ・ いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童に対する指導
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する者等との連携
- ・ その他いじめ防止に係ること
- ・ 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」の策定や見直し
- ・ いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証

ii いじめの相談、通報の受付

- ・ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

③ いじめ防止のため佐伯市教育委員会及び佐伯市の組織

ア 佐伯市いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 構成員・・・学校、市教委、佐伯市こども福祉課、児童相談所、佐伯警察署、地方法務局、弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉会など必要と認められる機関
- ・ 役割・・・いじめ防止等に関する関係機関相互の連絡調整  
市の基本方針に基づく各団体等の取組状況の情報共有及び協議  
いじめに関する地域等に向けた効果的な取組の情報共有及び協議  
いじめ防止等に向けた団体間の連携の情報共有及び協議  
市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し

イ 佐伯市いじめ問題対策委員会

- ・ いじめによる重大事態が発生した疑いがあるときに設置

ウ 佐伯市「学校支援チーム」

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援する。
- ・ いじめ問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ・ 学校におけるいじめ事案について、法24条に基づく調査を行う場合に必要に応じて専門的知見から助言を行う。

## (5) いじめのない学校づくり

### ① 教師の基本姿勢

- ・ いじめには、学級をはじめとした集団の状態が強く影響している。
- ・ 学級づくりの中心的役割を担う学級担任の役割が極めて重要である。
- ・ 教師自身の立ち振る舞いも含め、児童への接し方を振り返るとともに、率先して児童の模範となり、指導者としての職業意識に徹する。
- ・ 児童理解を深め、個人資料の収集と指導上の問題点等を把握し、支援を要する児童へのきめ細かな対応を組織的に行う。

### ② 落ち着いた生活環境

- ・ いじめが起りやすい学級はルールが不明確で、当事者だけでなく全体の規範意識が低下している傾向がみられる。
- ・ 自主的に身だしなみを整え、集団を意識して行動できるよう、学級のきまりやルールを児童にわかりやすく示す。
- ・ 整然とした美しい環境づくりに努め、生活のあらゆる場面から学ぼうとする態度の育成を日常的に行う。

### ③ 魅力的な授業・学級経営

- ・ 学校生活が安定し充実したものになれば、いじめは起りにくくなる。
- ・ 学校生活の中心とも言える授業が魅力的であり、どの児童も活躍できる場となっていることが大切である。
- ・ 社会性や互いの違いを認め合う心を育む工夫が、日々の学級経営や授業の中に盛り込まれるようにし、教師と児童との信頼関係を深めるとともに、児童同士の心の結びつきを深めていく（「学び合い」を取り入れた授業づくり）。

### ④ 保護者との信頼関係

- ・ いじめる側の児童の中には、保護者から十分な愛情を注がれていない子も少なくない。
- ・ 心配される児童には家庭連絡や家庭訪問を行うなど、積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめの予防に取り組む。

## (6) 本校における取組

### ① 個に応じたきめ細かな対応

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築
- ・ 連絡ノートによる日々の個別指導
- ・ あったかハート1・2・3の実施
- ・ 「いじめアンケート」（月毎、学期毎）の実施とその後の個別面談

### ② 学習指導の充実

- ・ 学びに向かう集団づくり

- ・ 意欲的に取り組む授業づくり
- ・ 学び合いを取り入れた授業づくり
- ③ 特別活動、道徳教育の充実
  - ・ 学級活動の充実
  - ・ ファミリー（縦割り班）活動の充実
  - ・ ボランティア活動の充実
  - ・ 情報モラル教育の充実
- ④ 人権教育の充実
  - ・ 人権意識の高揚
  - ・ 講演会等の開催
- ⑤ 教育相談の充実
  - ・ 個人面談の定期的な開催
  - ・ チャンス相談の実施
- ⑥ 保護者・地域との連携
  - ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・ 学校公開の実施
- ⑦ いじめに関する教員研修の実施
  - ・ 「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」「子供の自殺が起きたときの背景調査指針」「大分県いじめ防止基本方針」「佐伯市いじめ防止基本方針」等を活用した研修の実施

**(7) 年間指導計画**

月	年間指導計画	教職員研修等	米水津小アンケート
4月	始業式、入学式 仲間づくり、家庭訪問 教育相談（全員）防災訓練	研修会（1回目） 〈年度始めの共通理解、取組の確認〉	○
5月	運動会		○
6月	ネットモラル学習（5・6年）		○

7月	1 学期末アンケート調査＋ 教育相談（全員）人権標語 防災訓練、終業式	アンケート後の共通理解 研修会（第2回） 〈1学期の振り返りと2学期の準備〉	○
8月	平和学習 始業式	事例研究	
9月	人権教育講演会 保護者面談、防災訓練		○
10月	修学旅行		○
11月	子ども祭	佐伯市人権ブロック研	○
12月	2 学期末アンケート調査＋ 教育相談（全員） 終業式	アンケート後の共通理解 研修会（第3回） 〈2学期の振り返りと3学期の準備〉	○
1月	始業式		○
2月	3 学期アンケート調査＋教 育相談（全員）	アンケート後の共通理解 研修会（第4回） 〈1年間の振り返りと次年度の準備〉	○
3月	お別れ遠足 卒業式、修了式 学級お別れ会		○

※ 毎週水曜日のスキルタイム（8:05～8:20）に「人間関係づくりプログラム」を実施する。

※ 月1回実施する「米水津小アンケート」で気になる児童については、アンケート実施3日以内に個別面談を実施する。

#### 4 いじめ防止についての取組

##### （1）いじめの未然防止（いじめを起こさせないために）

###### ① 全体的な考え方

いじめを未然に防ぐためには、いじめの起こる原因を分析する必要がある。それらを把握した上で対策をとることが大切である。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめに向かわせる3つのストレスア <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 友人</li> <li>イ 競争的価値観</li> <li>ウ 不機嫌・怒り</li> </ul> </li> <li>・ 対策 ※ 詳細は後述 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自己有用感をもたせる</li> <li>イ 「分かる授業」に取り組む</li> </ul> </li> </ul>
---

###### ② いじめ防止のためのポイント

###### ア 学級担任

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という

雰囲気や学級全体に醸成する。

- ・ はやし立てたり見て見ぬふりをする行為はいじめを肯定していることと同じであるということを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者に転換するよう促す。
- ・ 劣等感や挫折感、疎外感など自分が苦しんだことを他者へのいじめで解消しようとするのがよくある。そのため、そのような感情をもたせないことがいじめ防止には有効である。
- ・ あらゆる教育活動を通じて、自己有用感を高めさせながら育てていく。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりをすすめる。
- ・ 教職員が威圧的・差別的な言動を行うことは、児童を傷つけるとともに、その子が加害者となったり、他の児童からのいじめの助長につながったりすることが多い。言動や指導のあり方に十分配慮する。

#### イ 養護教諭

- ・ 「命の授業」を中心となってすすめていく。

#### ウ 生活指導主任・人権教育主任・教育相談コーディネーター

- ・ 校内研修を計画的に行い、教職員の意識を高める。
- ・ いじめ実態調査など、子どもの声を早く拾い上げる機会をつくる。
- ・ 関係機関との連携を強化する。
- ・ 小中連携支援シートについて、小中連絡会や職員会議等で情報交換を行い、支援方針についての共通理解を図るとともに、支援方針の見直しや検討を行う。

#### エ 管理職（校長・教頭）

- ・ 全校集会での呼びかけや校長便り、ホームページなどで児童や保護者、地域の方に日常的にいじめ防止について訴えていく。「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成していく。
- ・ 学校教育活動全体を通じ、道徳教育や人権教育の充実を図り、読書活動、体験活動などに積極的に取り組むよう指導する。
- ・ 児童が自己有用感を高められるような場面や活動を取り入れたり、困難な状況を友だちと力をあわせて乗り越えたりするような機会をもたせるように教職員に働きかける。
- ・ 児童会や委員会活動などを利用し、児童自らがいじめ防止・撲滅に対して取り組むようにさせる（小中児童・生徒会が連携した「いじめ撲滅宣言」の制定など）。
- ・ いじめ防止等に係る校内研修を実施するとともに、研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容の更なる改善・充実を図る。

### ③ いじめ防止のための教育・・・自己有用感や自己肯定感を育む教育

#### ア 学習指導の充実

- ・ 学びに向かう集団づくり
- ・ 児童が意欲的に取り組む授業づくり
- ・ 分かる授業の推進
- ・ 特別支援教育の視点やユニバーサルデザイン指導の考え方を取り入れた指導方法の工夫

#### イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ 学級活動の充実
- ・ 学級参画意識の高揚（傍観者を出さない学級）
- ・ 児童自らが行ういじめの問題についての学びや取組
- ・ ボランティア活動の推進

#### ウ 人権教育の充実

- ・ 人権意識の高揚

- ・ 講演会等の開催
- ・ 体験的参加型人権学習の実施
- エ 情報モラル教育の充実
  - ・ ネットいじめの現状についての学習
  - ・ 情報の独り歩き（広がり）などに対する対応
  - ・ インターネット上のいじめへの対応について、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発を図る。
- オ 教育相談の充実
  - ・ 担任との年度当初及び学期末の面談
  - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの必要に応じた面談
- カ 保護者・地域との連携
  - ・ 情報の相互提供
  - ・ 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」を入学時や各年度の開始時に児童、保護者に説明する。
  - ・ 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
  - ・ 定期的に学校公開を実施する。
  - ・ ネットいじめなどいじめの未然防止に関する研修会を開催する。

## **(2) いじめを早期発見・早期解決するために**

### ① 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### ② 児童のサイン

#### ア 登校時・朝の会・スキルタイム

- ・ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ・ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ・ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ・ 教師と視線を合わせようとしない。

#### イ 授業時間

- ・ 身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ・ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ・ 特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- ・ 机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。

#### ウ 休み時間・給食

- ・ 休み時間一人でいることが多い。

- ・ 保健室や図書室などによくいる。
  - ・ 職員室周りをうろうろしている。
  - ・ 食事量が減る（食べない）。ポツンと一人で食事をしている。
- エ その他生活全般
- ・ 他の児童から強い口調で呼び捨てにされる。あだ名で呼ばれる。
  - ・ 持ち物を隠される。頻繁にお金を持ち出す。
  - ・ 顔や身体にあざがある。
- ③ いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- イ いじめに係る情報（疑わしいものも含めて）を直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、佐伯市教育委員会に「いじめ第一報」及び「いじめ続報」を提出する。
- ウ 情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- エ 傍観者の立場にいる児童も、いじていることと同様であることを指導する。
- オ 学校職員だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- カ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら指導を行う。

#### ④ それぞれの役割

- ア 学級担任 …… 日ごろから「観察」「情報収集」に心がける。
- 観察： 授業だけでなく、休み時間・給食時間・掃除時間等にも声をかけ、子どもの様子に注意をはらう。また、日常の日記や日誌等を通して子どもの理解に努める。
- 情報収集： 定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。
- アンケート： 毎月の「米水津小アンケート」、毎学期の「いじめに関するアンケート調査（無記名式）」を実施することで、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげる。
- 教育相談： 年度当初及び学期ごとに教育相談を行い、児童の実態把握に努める。
- 小中連携シート： 支援方針の見直しや検討する際の参考にして、早期解決に活用する。小中連絡会にて、連携シートを活用して中学校と丁寧な引継ぎを行う。
- イ 養護教諭
- ・ 保健室を利用する児童の様子、頻度、声などから早期発見を心がける。
- ウ 生活指導主任・人権教育主任・教育相談コーディネーター
- ・ アンケートの企画、提案、分析（児童アンケートとともに教職員意識調査を実施する）
- エ 管理職（校長・教頭）
- ・ 児童及び保護者が気軽に悩み等を話せるような関係づくりに努める（学校の相談窓口を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする工夫等）。
  - ・ スクールカウンセラーの活用や各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び福祉関係部署との連携に取り組む。

## 5 いじめが起きてしまった後の対応

## (1) 基本的な考え方

児童から学校の教職員にいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告や相談があった場合、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげる。特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## (2) 具体的な対応

### ① 校内での対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切かつ誠実に対応する。指導に当たっては、「いじめ防止対策委員会」を機能させ、組織的に対応する。また、家庭への連絡・相談や教育委員会への報告を行うとともに、事案に応じ、関係機関と連携して指導に当たる。

平素からいじめを把握した場合の対処の在り方についての理解を深めるとともに、学校教育活動全体を通じて「いじめのない学校づくり」に努めていく。

### ア 対応の手順

- 1 いじめ事象の認知
- 2 学級担任や関係教職員等が対応
- 3 状況把握(事実関係の調査)
- 4 管理職や生活指導主任へ報告
- 5 「いじめ防止対策委員会」の開催(指導方針・役割分担)
- 6 職員会議や職員朝会等で周知
- 7 具体的な対応

※ いじめが深刻な場合は、直ちに管理職に報告し、指導を仰ぐ。

※ 対応が複雑困難な場合は、事案を佐伯市教育委員会へ報告する。

### イ 具体的な対応

	① いじめられている児童への支援	② いじめている児童への対応・指導	③ 周りの児童等(観衆・傍観者)への対応・指導
教師の対応	いじめられている児童の苦しみに寄り添い、共感的に受け止める姿勢で対応する。	毅然とした態度で対応する。 ※懲戒(第25条) ※出席停止(第26条)	いじめられている児童のことだけではなく、みんなを守るという姿勢で対応する。
伝えること	・学校として「何としても守る」という姿勢を示す。 ・プライバシーの保護に十分配慮する。	・いじめは決して許されない行為であることを強く指導する。 ・いじめられた側の心の痛みに配慮して指導する。 ・自分の行為が重大な結果(相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かすこと)	・いじめられた側の心の痛みに配慮しなければいけない。 ・いじめを認知した時、先生や保護者など大人に知らせる勇気をもつことが大切である。 ・プライバシーを保護する。

		につながったことを自覚させる。	
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況）</li> <li>・金品の被害状況</li> <li>・警察への被害申告の意志</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> <li>・適応指導教室での対応の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人へのカウンセリングや臨床心理士の派遣の必要性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発の可能性</li> <li>・問題の潜在化の可能性</li> <li>・PTSD、自殺の危険度のアセスメント</li> <li>・保護者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害児童の心理的背景</li> <li>・加害者が次に被害者になることが多いこと</li> <li>・保護者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆、傍観者も加害者になること。みんなを守るためにこの問題を解決するということを理解させる。</li> </ul>

※ 報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施する。

※ いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

### (3) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進していく。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。いじめを受けた児童の保護者への対応については、正確な情報を伝え、学校の対応について随時共有するとともに保護者の意向を聞き取る。いじめを行った児童の保護者への対応については、正確な情報を伝え、継続的な助言や支援を行う。決して学校内だけで問題解決を図ることはしない。

#### ① 保護者・家庭との連携

##### ア 学校から伝えること

- ・ 被害児童最優先の姿勢で対応する方針
- ・ 加害児童側へ毅然と対応する方針

##### イ 学校が確認すること

- ・ 保護者が知り得た情報
- ・ 学校に対する要望
- ・ 警察への被害申告の意思
- ・ 学校への具体的支援の内容

##### ウ 学校が配慮すること

- ・ 知り得た事象内容の保護者への伝達
- ・ 安全配慮が不十分であった場合の謝罪

② P T A ・学校運営協議会委員・地域の方々との連携

ア 学校から伝えること

- ・ 被害関係者の意向を十分確認した上で、校長が必要と判断した事象内容
- ・ 見守り等の依頼

イ 学校が確認すること

- ・ P T A, 学校運営協議会委員、地域の方々が知り得た情報
- ・ 学校に対する具体的支援の要望内容

**(4) 関係機関との連携**

いじめを行った児童に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（医療機関、佐伯市教育委員会、法務局、警察、児童相談所等）との適切な連携が必要となる。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、佐伯市教育委員会や関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していく。いじめが起きた場合（疑いも含む）は佐伯市教育委員会に「いじめ第一報」及び「いじめ続報」を提出する。「いじめ続報」提出後も被害児童、加害児童について日常的に注意深く観察する。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、佐伯警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに佐伯警察署に通報し、適切な支援を求める。

① 医療機関・教育センター・臨床心理士・弁護士等との連携

ア 学校から伝えること

- ・ 被害関係者の意向を十分確認した上で、校長が必要と判断した事象内容
- ・ 学校への協力依頼

イ 学校が確認すること

- ・ 関係機関が知り得た情報
- ・ 専門的立場からの助言（必要に応じて、ケース会議を継続的に開催）
- ・ 学校に対する具体的支援の内容

◎ 学校や家庭には話すことができないような状況であれば、大分県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口、「子どもの人権110番（大分地方法務局）」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

② 警察との連携

ア 連携の具体

- ・ 警察との情報交換会等の積極的な運用と情報共有
- ・ スクールサポーター等による非行防止教室の開催（いじめが犯罪行為になる場合があることを児童に理解させ、いじめの未然防止を図る）

イ 学校から伝えること

- ・ 児童の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議
- ・ 犯罪行為となるいじめ事象内容、関係児童、被害申告の意志、学校の指導方針等
- ・ 今後、犯罪行為に発展する恐れがあるいじめ事象、又は校長が通報を必要と判断した事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼

ウ いじめと犯罪のつながり

- ・ 暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする（被害者が 13 歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当）＊強制わいせつ罪 刑法 176 条
- ・ 水や泥をかける 叩く 殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る 髪の毛を切る つねる プロレスごっこの強要
- ＊ 暴行罪 刑法 208 条
- ・ 上記の行為等により、けがを負わす 火を押しつける ＊傷害罪 刑法 204 条
- ・ 言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す ＊脅迫罪刑法 222 条
- ・ 性的行為を強要する 裸になることを強要する＊強姦罪・強要罪刑法 177・223 条
- ・ インターネット上や黒板等において実名を挙げて中傷する ＊名誉毀損罪・侮辱罪 刑法 230・231 条
- ・ 他人の持ち物を盗む 自分のほしい物を他人に盗ませる ＊窃盗罪 刑法 235 条
- ・ 金銭や物品を要求する ＊恐喝罪 刑法 249 条
- ・ 裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する インターネット上に掲載する ＊児童売春・児童ポルノ禁止法
- ・ 人を教唆（「飛び降りろ」などと言う）して自殺を促す ＊自殺教唆 刑法 202 条

③ 児童相談所との連携

ア いじめ相談の種類

- ・ 育成相談（性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談）
- ・ 非行相談（ぐ犯等相談、触法行為等相談）

イ いじめ相談の受付経路

- ・ 被害児童（家族・学校からの相談等）
- ・ 加害児童（家庭・学校からの相談、警察からの通告等）

ウ 援助の種類

- ・ 調査、一時保護、診断、判定等の結果に基づいて実施
- ・ （助言指導、継続指導、訓戒・誓約、児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置、家庭裁判所送致等）

エ いじめ相談対応の留意点

- ・ 児童や保護者への十分な配慮と支援
- ・ 加害児童（家庭・学校からの相談、警察からの通告等）への対応
- ・ いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて学校・佐伯市教育委員会・医療機関・警察等とも協力して対応
- ・ いじめの背景にある児童の非行や家庭の抱える困難などへの対応
- ・ 学校と役割分担を協議し、連携して対応

**（5）いじめが「解消している状態」とは**

- ◎ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

## 6 ネットいじめへの対応

### (1) 「ネット上のいじめ」とは

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットがもつ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により「ネット上のいじめ」を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

### (2) 具体的な対応

- ① 児童への対応
  - ア 被害児童への対応  
きめ細やかなケアを行い、いじめられた児童を守り通す。
  - イ 加害児童への対応  
加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切に対応する。また、十分な配慮のもとで粘り強く指導する。
  - ウ 全校の児童への対応  
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。
- ② 保護者への対応

迅速に連絡をとり、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

- ③ 書き込みのサイトへの削除依頼  
サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

### (3) 防止に向けた対策

- ① ネット安全講習会の実施
  - ・ 保護者を対象とした講習会を年1回実施する。
- ② 保護者への説明や啓発
  - ・ ネットによるトラブルや携帯依存等に関する内容をPTA資料に掲載し、保護者に周知する。
- ③ 生活指導の充実
  - ・ 機会あるごとに、よりよい交友関係づくりに関する指導を継続する。
  - ・ ICT支援員を活用して情報モラルの指導を行う。

## 7 重大事態への対応

### (1) 「重大事態」とは（全国の教育委員会等で重大事態として扱った事例）

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
  - ア 児童が自殺を企図した場合（手紙等の段階も含む）
    - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
  - イ 身体に重大な障害・傷害を負った場合
    - ・ 暴行を受け、骨折した。
    - ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
    - ・ 殴られて歯が折れた。
    - ・ カッターで刺されそうになったが咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
    - ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
    - ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
    - ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
  - エ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
    - ・ 欠席が続き（30日には達していない）、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。
  - オ 精神的なダメージが深く、精神性の疾患を発症した場合
    - ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
    - ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
    - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態

- ・ 年間 30 日（非連続でも）、連続の場合は 3 日ぐらいから迅速に調査を行う。

※ 児童や保護者からの申し立て

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

## (2) 「重大事態」への対応

### ① 重大事態発生時の報告

- ・ 重大事態を把握したら、速やかに佐伯市教育委員会に報告する。
- ・ 佐伯市教育委員会は佐伯市長等に、速やかに報告する。

### ② 事実関係を明確にするための調査

基本は学校が主体となり、「いじめ防止対策委員会」を母体として調査を行う。状況に応じて外部から専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者により構成される調査組織（「校内いじめ調査委員会」）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。その場合佐伯市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

ただし、次のような場合は佐伯市教育委員会が主体となって行う。

ア 当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ、学校主体の調査ではその重大事態への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合。

イ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合。その場合は、佐伯市教育委員会が設置している「佐伯市いじめ問題対策委員会」が調査に当たる。

### ③ 調査の実施

「事実関係を明らかにする」ことを第一義とする。重大事態に至ったいじめ行為が、いつ（いつごろ）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童（被害者、加害者）の人間関係、教職員の対応について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

#### i いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する（たとえば、質問紙票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関とより適切に連携して対応に当たる。

#### ii いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

#### ④ 調査結果の提供及び報告

当該調査に係るいじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をし、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査で得られたアンケートは、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

#### ⑤ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、調査の目的（目標）、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下ではあるが、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集する。そして情報等の信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報のみならず、客観的・総合的に分析評価を行うよう努める。

## 8 その他

(1) 「米水津小学校 いじめ防止基本方針」は定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 学校の対応については、随時記録に残すとともに、関係文書の保存に当たっては、該当児童が卒業後1年間保存する。

## <引用・参考文献>

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年（平成29年最終改定）文部科学大臣決定）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年 文部科学省）
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年 文部科学省初等中等教育局）
- ・「大分県いじめ防止基本方針」（平成29年一部改正 大分県・大分県教育委員会）
- ・「佐伯市いじめ防止基本方針」（平成28年（平成31年一部改正）佐伯市・佐伯市教育委員会）

## いじめへの対応マニュアル（指導体制・組織体制）

「いじめ問題対応マニュアル」から

